

三重労働局発表

平成19年5月29日

連絡先	三重労働局労働基準部監督課 監督課長 前田憲孝 監察監督官 平川和宏 電話 059-226-2106
-----	---

## 外国人技能実習生を雇用する事業者のトップセミナー

三重労働局（局長 村上竹男）では、下記のとおり外国人研修・技能実習制度に基づく技能実習生（以下「技能実習生」という。）を雇用する事業主のトップセミナーを開催することとしたので発表します。

- ・ 県内の技能実習生を雇用する事業者は年々増加傾向にある。
- ・ 外国人労働者からの申告が減少する一方で、平成17年まではほとんど認められなかった技能実習生からの申告・相談が平成18年には増加した。
- ・ 申告の内容は、割増賃金の不払、最低賃金に関するものである。

### 1 平成18年申告の概要

- ① 平成18年の外国人労働者からの申告は114件である。
- ② 技能実習生に関する申告は平成17年まではほとんどなかったが、平成18年には8件となった。申告の内容は、賃金不払に関するものと、最低賃金に関するものである。

### 2 技能実習生を雇用する事業者のトップセミナーの開催について

三重県内の技能実習生にかかる第一次受入団体は約40団体で、第二次受入事業場は約490事業場であり、増加傾向にある。

上記のとおり、技能実習生からの申告が増加していること等を踏まえ、今年度の三重労働局の行政の重点である、労働条件の確保対策の一環として、「技能実習生に対する基本的な労働条件の枠組みの確立」を図ることとしている。

今般、別紙のとおり技能実習生を雇用する事業者のトップを対象にセミナーを開催し、技能実習生に関する労務管理の留意点等について説明することとしている。本セミナーには、技能実習生を雇用する事業主と、第一次受入団体に参加の呼びかけを行っている。

なお、当日は、名古屋入国管理局、JITCO（財団法人国際研修協力機構名古屋事務所）、三重産業保健推進センターからの説明も予定している。

### 3 今後の方針

労働基準監督署に寄せられる申告・相談事案に対して引き続き的確に対応するとともに、技能実習生の労働条件の確保・改善を図るため、関係機関との連携の下、最低賃金額の周知、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ることとしている。